令和７年１月

訪問看護医療ＤＸ情報活用加算について

２０２４年診療報酬改定に伴い、大鰐町訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療ＤＸ情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療ＤＸ情報活用加算　５０円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

１．厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成４年厚生省令第５号)第１条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
２．健康保険法第３条第１３項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
３．医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
４．３の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

(個人情報の取り扱いについて)

個人情報取扱マニュアル、厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

(資格情報の提供について)

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療ＤＸを通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

大鰐町訪問看護ステーション
管理者　工藤美奈子